

地方自治法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第一編 総則</p> <p>（政令に定める法定受託事務）</p> <p>第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十三条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十四条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第三章 議会</p> <p>第二百二十一条の二（略）</p> <p>第二百二十一条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとするが適當でないものとして政令で定める</p> | <p>第一編 総則</p> <p>（政令に定める法定受託事務）</p> <p>第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第三章 議会</p> <p>第二百二十一条の二（略）</p> <p>（新設）</p> |

ものは、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八條第一項（同法第百八十三條において準用する場合を含む。）、第十一條第四項（同法第百七十七條第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項（同法第十八條第二項（同法第百八十三條において準用する場合を含む。）及び第百八十三條において準用する場合を含む。）、第十四條第一項及び第十五條第一項（これらの規定を同法第百八十三條において準用する場合を含む。）、第十六條第四項及び第五項（これらの規定を同法第百七十八條第三項において準用する場合を含む。）、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二十條（これらの規定を同法第百八十三條において準用する場合を含む。）、第二十一條第二項及び第三項（これらの規定を同法第百七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二十六條及び第二十九條第二項（これらの規定を同法第百八十三條において準用する場合を含む。）、第五十條第六項（同法第五十八條第六項（同法第百八十三條において準用する場合を含む。）及び第百八十三條において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項から第三項まで、第五十九條第一項及び第六十一條第一項（これらの規定を同法第百八十三條において準用する場合を含む。）、第六十二條第四項（同法第五項及び同法第六十九條第二項（これらの規定を同法第百八十三條において準用する場合を含む。）並びに第百八十三條において準用する場合を含む。）、第六十三條、第六十四條第一項、第六十九條第一項、第七十五條第一項及び第二項、第七十六條第二項、第七十七條第三項、第八十一條第一項及び第四

項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第一百零二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第一百零三条第一項（同条第五項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第八十八条において準用する場合を含む。）の規定、同法第一百五十五条第十三項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七條第二項及び第三項並びに第九十九条第一項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）及び第九十九条から第一百零一条まで（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第一百零二条、第一百零三条及び第一百零四条（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）、第一百零五条並びに第一百零一条第一項並びに第一百五十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

第一百零一条の四（略）

第一百零一条の三（略）

第百二十一条の五 (略)

第四章 執行機関

第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団体の長と他の執行機関との関係

第百二十二条 (略)

第二節 委員会及び委員

第三款 監査委員

第百四十条の五 第百二十一条の四第一項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

2 第百二十一条の四第二項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第百二十一条の四第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

第百二十一条の三の二 (略)

第四章 執行機関

第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団体の長と他の執行機関との関係

第百二十二条 (略)

第二節 委員会及び委員

第三款 監査委員

第百四十条の五 第百二十一条の三第一項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

2 第百二十一条の三第二項の規定は、地方自治法第百九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第百二十一条の三第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。